

大和市告示第121号

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年7月1日

大和市長 大 木 哲

大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について（令和3年6月11日付け社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知別紙。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響等を踏まえて本市が実施する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立支援金 国要領に規定する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金をいう。
- (2) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。
- (3) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

(自立支援金の支給)

第3条 本市は、この要綱の定めるところにより、自立支援金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、他自治体において国要領に基づく自立支援金の支給を受けた者に対しては、その受けた分に相当するこの要綱による自立支援金は支給しない。

(支給対象者)

第4条 自立支援金は、第6条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において原則として本市に住民登録がある者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再

貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来しているもの

イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であるもの

ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となった者

エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請ができなかった者

- (2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。
- (3) 自立支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び当該申請者と同一の世帯に属する者の申請日の属する月における収入の額（同月における収入の額が確定していない場合にあつては、直近3か月間の収入の額の合計額を3で除して得た額又は同月の前月における収入の額）を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。
- (4) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が1,000,000円を越える場合は、1,000,000円とする。）以下であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、次に掲げる求職活動のいずれもを行う者

(ア) 月1回以上の自立相談支援機関による面接等支援の利用

(イ) 月2回以上の公共職業安定所での職業相談等の利用

(ウ) 原則週1回以上の求人先への応募又は求人先の面接受験

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護（以下「生活保護」という。）を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある者

- (6) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと。
- (7) 偽りその他不正な手段による再貸付の申請を行っていないこと。

（支給期間及び支給額）

第5条 自立支援金の支給期間は、3月とし、1月ごとに支給する。

2 自立支援金の支給額は、1月につき次の各号に掲げる申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 1人 60,000円

(2) 2人 80,000円

(3) 3人以上 100,000円

(自立支援金の申請及び申請期限)

第6条 申請者は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長がその書類により証明すべき事項を現有公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 再貸付に係る借用書の写しその他の第4条第1号に該当することを証する書類

(3) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月（同月における収入の額が確定していない場合にあつては、直近3か月間又は同月の前月）の収入が確認できる書類の写し

(4) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し

(5) 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し(第4条第5号アに該当する場合に限る。)又は生活保護の申請を行っていることが確認できる書類の写し(同号イに該当する場合に限る。)

(6) 自立支援金の振込先金融機関の口座の通帳等の写し

(7) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書（市長が必要があると認める場合に限る。)

2 前項の規定による申請の期限は、令和3年8月31日とする。

(審査及び支給決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査して支給の可否を決定し、支給する場合は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書により、支給しない場合は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による自立支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、求職活動等状況報告書、公共職業安定所における職業相談確認票及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用就職活動状況報告書により、市長に求職活

動等の報告をするものとする。

(支給方法)

第8条 自立支援金の支給は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(求職活動等要件)

第9条 受給者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて第4条第5号ア(ア)から(ウ)までに掲げる求職活動のいずれもを誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、当該支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

(常用就職及び就労収入の報告)

第10条 受給者は、常用就職をしたときは、常用就職届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出を行った受給者は、当該届出を行った月以後自立支援金の支給終了までの毎月1回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、市長に就労収入の報告をしなければならない。

(支給の中止)

第11条 受給者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、原則として当該事実を確認した日又は当該収入額が得られた日の属する月から自立支援金の支給を中止する。

- (1) 第9条に規定する求職活動等要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該受給者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合
- (3) 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処された場合
- (4) 受給者が生活保護費又は職業訓練受講給付金の受給を開始した場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、受給者の死亡その他支給することができない事情が生じた場合

2 市長は、前項の規定により支給を中止した場合は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書により当該受給者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により本事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、自立支援金の支給決定を行わない。

(支給決定の取消し及び不当利得の返還)

第13条 市長は、受給者が支給対象者の要件を満たさないこと又は偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受け、若しくは受けようとしたことが判明した場合は、当該支給決定を取り消し、及び既に支給した自立支援金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 自立支援金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第15条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第7条第1項の規定により支給決定がされた自立支援金については、第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式の1	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書	第6条
第1号様式の2	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書	第6条
第1号様式の3	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書	第6条
第2号様式	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書	第7条
第3号様式	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書	第7条
第4号様式	求職活動等状況報告書	第7条
第5号様式	職業相談確認票	第7条
第6号様式	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用就職活動状況報告書	第7条
第7号様式	常用就職届	第10条
第8号様式	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書	第11条